

岩手県選挙管理委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

岩手県選挙管理委員会

委員長 八木橋 伸 之

岩手県選挙管理委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令

岩手県選挙管理委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程（平成18年岩手県選挙管理委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(知事部局の職員に補助執行させる事務)</p> <p>第4条 知事部局の職員に補助執行させる事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 臨時的任用職員の任免に関する<u>こと</u>。</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(4) 職員の通勤の実情の<u>確認及び通勤手当の月額</u>の決定又は改定に関する<u>こと</u>。</p> <p>(5)・(6) [略]</p> <p>2 前項に掲げる事務について、総務部総務事務センター所長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 臨時的任用職員の任免に関する<u>こと</u>。</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(4) 職員の通勤の実情の<u>確認及び通勤手当の月額</u>の決定又は改定に関する<u>こと</u>。</p> <p>(5)・(6) [略]</p>	<p>(知事部局の職員に補助執行させる事務)</p> <p>第4条 知事部局の職員に補助執行させる事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>会計年度任用職員及び</u>臨時的任用職員の任免に関する<u>こと</u>。</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(4) 職員の通勤の実情の<u>確認並びに通勤手当及び通勤に係る費用弁償の額</u>の決定又は改定に関する<u>こと</u>。</p> <p>(5)・(6) [略]</p> <p>2 前項に掲げる事務について、総務部総務事務センター所長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>会計年度任用職員及び</u>臨時的任用職員の任免に関する<u>こと</u>。</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(4) 職員の通勤の実情の<u>確認並びに通勤手当及び通勤に係る費用弁償の額</u>の決定又は改定に関する<u>こと</u>。</p> <p>(5)・(6) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。